

仕 様 説 明 書

1. 件 名 一般定期健康診断、婦人科検診及び情報機器健康診断業務委託の単価契約
2. 仕 様 書 別紙のとおり
3. 仕様説明に対する
質問書提出期限 令和7年7月7日(月) 10時00分
4. 同 上 提 出 及 び
回 答 場 所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎17階
関東運輸局総務部会計課
電 話 045-211-7207
E-mail ktt-choudo@gxb.mlit.go.jp
5. 回 答 日 時 令和7年7月7日(月) 13時00分

一般定期健康診断、婦人科検診 及び情報機器健康診断業務仕様書

契約件名「一般定期健康診断、婦人科検診及び情報機器健康診断業務委託の単価契約」

第1条 適用

この特記仕様書は、関東運輸局及び管内25箇所で開催する一般定期健康診断（特定健康診査含む）、婦人科検診（子宮がん検診・乳がん検診）及び情報機器特別定期健康診断（以下「健康診断」という。）と、関東検査部及び管内22箇所で開催する健康診断に適用する。

なお、業務履行に必要な措置は、受託者がこれを行うものとする。

第2条 履行場所及び履行期間

1. 履行場所 別紙1「局・支局・事務所所在地」及び 別紙2「検査部・事務所所在地」のとおり
※別紙1と別紙2で同一所在地のものは、同時に業務を履行すること。
2. 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

第3条 実施時期及び受診時間

令和7年1月3日（月）～令和8年1月30日（金）

午前：8：30～12：00 午後：13：00～16：00

※受診開始時間については、上記時間より受診可能な状態をいう。

※のべ15日間程度での実施とする。（1日に2事務所の実施を可とする。）

※事務所の受診人数・状況により、30分程度受診時間の延長（開始時刻が早まる場合も含む）もあり得る。

第4条 実施予定者数及び受診項目

別紙3・4のとおり

第5条 業務範囲

本業務は、健康診断実施に必要な受診票の作成から結果報告書作成まで行うものとする。

なお、受診票作成に必要な受診者一覧表は、委託者が貸与するものとする。

第6条 秘密の保持

1. 受託者は、健康診断の個人データを個人情報保護法に基づき、適正に管理するものとする。
2. 受託者は、本業務の内容及び検査結果を第三者に漏らしてはならない。
3. 健康診断結果の提供について、受診者の同意が得られているものとみなす。

第7条 情報管理体制

1. 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相

手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当部課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」(別紙様式)を提出し、担当部課の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当部課の同意を得ること。

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・担当部課が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
2. 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当部課が同意した場合はこの限りではない。
 3. 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い(返却・削除等)については、担当部課の指示に従うこと。
 4. 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部課へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、国土交通省が行う報告徴収や調査に応じること。

第8条 提出書類

受託者は、契約締結後すみやかに次の項目について作成のうえ提出するものとする。

1. 実施日程表(健診実施日の1ヶ月前までに提出)
2. 健康診断受診票(健診実施日の約2週間前までに提出)
受診票の様式については、協議のうえ決定することとする。
3. 検査容器

なお、健康診断受診票及び検査容器の送付方法、送付先等について、協議を行うものとする。

第9条 実施体制

受託者は、本業務を履行期間内及び定められた受診時間に実施するため必要なスタッフ(検査項目に対応できる医師1名以上を同行させること)及び機材を用意しなければならない。また、全受診項目につき、各履行場所での巡回健康診断により実施する。健診に伴い発生する廃棄物については、受託者が責任を持って処分しなければならない。

第10条 健康診断未受診者

健康診断未受診者については、受託者の付属機関等で本業務と同等の検査を、同額の単価にて第2条で定める履行期間内に随時実施することができる。

なお、実施日は未受診者確定後、協議するものとする。

第11条 婦人科検診及び情報機器健康診断の実施

婦人科検診及び情報機器健康診断の実施は、一般定期健康診断と併せて行うものとする。

第12条 健康診断結果等報告及び判定

以下①から⑤について、実施後3週間以内に提出するものとする。

なお、緊急に再検査等を受診する必要がある職員分については、速やかに関東運輸局総務部人事課及び関東検査部管理課へ報告すること。

① 結果通知書

- ・受診者通知用（個人個表の書面1部）
- ・健康管理者用（個人個表の書面1部、電子媒体（XML形式により保存したCD-R）1部）

※特定健診受診者については、問診結果も含んだうえ電子媒体に保存すること

② 結果一覧表

③ 有所見者名簿

④ 受診者名簿

⑤ 特定健康診査受診結果通知票（厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」の規定によるもの）

なお、⑤については40歳以上の者に限る。

第13条 経費負担

本業務に必要な経費は、すべて受託者の負担とする。

第14条 業務責任者等

1. 受託者は、本業務を自ら実施するものとし、再委託を禁止する。
2. 受託者は、業務責任者を定め委託者に通知するものとし、業務履行中において事故等が発生した場合は、速やかに対応するとともに調査を行い、原因を担当者に報告するものとする。

第15条 料金の請求

第2条に定める履行期間終了後、受診者の各所属毎に取りまとめて請求書を作成し、関東運輸局及び独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部へそれぞれ提出すること。

第16条 その他

1. 本仕様書に定めのない事項または内容に疑義が生じた場合には、その都度担当者と協議することとし、また詳細については担当者の指示による。

2. この委託業務について、契約事項及び本仕様書に明示されていない事項であっても、委託業務の性質上当然必要なものは、担当者の指示に従い受託者の負担で行うこと。
3. 一般定期健康診断と併せて、風しんの抗体検査の実施（市区町村からクーポン券の配布があった職員に限る。）を予定している。委託者及び受託者は、後日、一般定期健康診断時の風しん抗体検査の実施の可否、実施方法、結果通知方法等について協議を行うものとする。

関東運輸局・運輸支局・事務所所在地

	所在地	電話	一般健康診断 受診予定者数	情報機器受診 予定者数	風疹抗体検査 受診予定者数
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7206	162	342	31
川崎海事事務所					
茨城運輸支局	茨城県水戸市住吉町353	029-247-5348	16	34	2
土浦自動車検査登録事務所	茨城県土浦市卸町2-1-3	050-5540-2018	3	9	0
鹿島海事事務所	茨城県神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎	0299-92-2604	3	5	0
栃木運輸支局	栃木県宇都宮市八千代1-14-8	028-658-7011	16	28	1
佐野自動車検査登録事務所	栃木県佐野市下羽田町2001-7	050-5540-2020	3	7	0
群馬運輸支局	群馬県前橋市上泉町399-1	027-263-4440	11	28	1
千葉運輸支局	千葉県千葉市美浜区新港198	043-242-7336	31	57	4
野田自動車検査登録事務所	千葉県野田市上三ヶ尾207-22	050-5540-2023	4	9	1
習志野自動車検査登録事務所	千葉県船橋市習志野台8-57-1	050-5540-2024	3	7	0
袖ヶ浦自動車検査登録事務所	千葉県袖ヶ浦市長浦字拓式号580-77	050-5540-2025	3	6	0
埼玉運輸支局	埼玉県さいたま市西区大字中釘2154-2	048-624-1835	22	43	3
熊谷自動車検査登録事務所	埼玉県熊谷市御稜威ヶ原701-4	050-5540-2027	3	8	0
春日部自動車検査登録事務所	埼玉県春日部市大字増戸723-1	050-5540-2028	3	8	1
所沢自動車検査登録事務所	埼玉県所沢市大字牛沼688-1	050-5540-2029	3	7	1
東京運輸支局 本庁舎	東京都品川区東大井1-12-17	03-3458-9231	26	60	2
東京運輸支局 青海庁舎	東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-5530-2320	18	26	2
足立自動車検査登録事務所	東京都足立区南花畑5-12-1	050-5540-2031	3	9	0
練馬自動車検査登録事務所	東京都練馬区北町2-8-6	050-5540-2032	3	9	0
多摩自動車検査登録事務所	東京都国立市北3-30-3	050-5540-2033	6	12	1
八王子自動車検査登録事務所	東京都八王子市滝山町1-270-2	050-5540-2034	3	7	2
神奈川運輸支局	神奈川県横浜市都筑区池辺町3540	045-939-6800	30	54	7
川崎自動車検査登録事務所	神奈川県川崎市川崎区塩浜3-24-1	050-5540-2036	3	8	0
相模自動車検査登録事務所	神奈川県愛甲郡愛川町中津桜台7181	050-5540-2037	3	7	0
湘南自動車検査登録事務所	神奈川県平塚市東豊田字道下369-10	050-5540-2038	3	6	0
山梨運輸支局	山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-0880	11	20	1
			395	816	60

関東検査部・事務所所在地

名称	住所	電話番号	一般健康診断 受診予定者数	情報機器受診 予定者数	風疹抗体検査 受診予定者数
関東検査部	東京都品川区東大井1-12-17	03-5796-0290	23人	37人	2人
足立事務所	東京都足立区南花畑5-12-1	03-5831-3666	16人	21人	0人
練馬事務所	東京都練馬区北町2-8-6	03-5921-0801	14人	20人	1人
多摩事務所	東京都国立市北3-30-3	042-548-8215	12人	16人	4人
八王子事務所	東京都八王子市滝山町1-270-2	042-696-5405	10人	15人	2人
神奈川事務所	神奈川県横浜市都筑区池辺町3540	045-938-8663	28人	39人	4人
川崎事務所	神奈川県川崎市川崎区塩浜3-24-1	044-270-2732	8人	10人	2人
相模事務所	神奈川県愛甲郡愛川町中津桜台7181	046-284-3193	13人	17人	2人
湘南事務所	神奈川県平塚市東豊田字道下369-10	0463-51-5903	11人	19人	1人
埼玉事務所	埼玉県さいたま市西区大字中釘2154-2	048-620-5616	15人	20人	0人
熊谷事務所	埼玉県熊谷市御稜威ヶ原701-4	048-530-6004	13人	17人	3人
春日部事務所	埼玉県春日部市大字増戸723-1	048-753-3687	13人	19人	3人
所沢事務所	埼玉県所沢市大字牛沼688-1	04-2997-4645	10人	15人	1人
群馬事務所	群馬県前橋市上泉町399-1	027-290-2222	16人	21人	2人
千葉事務所	千葉県千葉市美浜区新港198	043-204-1970	12人	17人	3人
野田事務所	千葉県野田市上三ヶ尾207-22	04-7120-2350	12人	18人	2人
習志野事務所	千葉県船橋市習志野台8-57-1	047-456-6103	11人	14人	0人
袖ヶ浦事務所	千葉県袖ヶ浦市長浦字拓式号580-77	0438-60-2406	9人	12人	0人
茨城事務所	茨城県水戸市住吉町353	029-240-0535	10人	20人	1人
土浦事務所	茨城県土浦市卸町2-1-3	029-843-8133	14人	22人	2人
栃木事務所	栃木県宇都宮市八千代1-14-8	028-615-2755	16人	19人	2人
佐野事務所	栃木県佐野市下羽田町2001-7	0283-27-0122	9人	12人	1人
山梨事務所	山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-7601	8人	11人	2人
		計	303人	431人	40人

健康診断受診項目(関東運輸局)

○一般健康診断(特定健康診査含む)

対 象 者	受 診 項 目	内 容	令和7年度予定者数
全 員	問診(既往歴及び業務歴)		395
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
	身長		
	体重	BMI測定含む	
	視力		
	聴力	オーディオ	
	血圧		
	検尿	糖・蛋白・潜血	
	胸部X線	間接	
35歳以上	心電図		153
	血糖・貧血検査		
	血中脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール	
	肝機能検査	GOT・GPT・γ-GTP	
	腹囲		
40歳以上	胃X線検査	間接	109
	便潜血反応検査	2回法	
50歳以上 (該当者のみ)	喀痰検査	以下の式にあてはめた喫煙指数が600を超えるもの、血痰のあった者のみ 喫煙指数＝1日の平均喫煙本数×喫煙年数	48

※年齢については年度末現在

○婦人科検診

対 象 者	受 診 項 目	内 容	令和7年度予定者数
希望者	子宮がん検診	スメア方式	35
希望者	乳がん検診	乳房超音波	50

○情報機器作業従事者職員健康診断

対 象 者	受 診 項 目	内 容	令和7年度予定者数
情報機器作業に従事している者 (1日の情報機器作業時間が4時間を超える者)	a. 業務歴の調査	d、eについては医師が必要と認める者のみ。	816
	b. 既往歴の調査	受診票記載による判定	
	c. 自覚症状の有無の調査	問診	
	d. 眼科学的検査	視力検査、その他医師が必要と認める検査	650
	e. 筋骨格系に関する検査	上肢の運動機能、圧痛点等の検査、その他医師が必要と認める検査	650

○風疹抗体検査

対 象 者	受 診 項 目	令和7年度予定者数
市区町村からクーポンが送付されている男性組合員 (昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれ)	血液検査	60

健康診断受診項目（関東検査部）

○一般健康診断

対象者	受診項目	内 容	令和7年度 予定者数
全 員	問診（既往歴及び業務歴）		303
	問診（自覚・他覚症状の有無の検査）		
	身長		
	体重		
	視力		
	聴力	オーディオ	
	血圧		
	検尿	糖・蛋白・潜血	
	胸部X線	間接	
	血糖・貧血検査	赤血球・Hb	
	肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP	
	血中脂質検査	中性脂肪、HDL-CHO、LDL-CHO	
	腫瘍マーカーCEA		
35歳以上	心電図		144
	腹囲		
40歳以上	胃X線検査		127
	便潜血反応検査	2日法	
希望者	喀痰検査		106

○婦人科検診

対象者	受診項目	内 容	令和7年度 予定者数
希望者	子宮がん検診	スメア方式	30
希望者	乳がん検診	超音波	30

○情報機器特別健康診断

対象者	受診項目	内 容	令和7年度 予定者数
情報機器作業に従事 している者（1日の情報機 器作業時間が4時間を 超える者） 検査担当者	問診（既往歴、業務歴、自他覚症状）	受診票記載による判定	431
	眼科的調査	視力検査、その他医師が 必要と認める検査	345
	筋骨格系に関する検査	上肢の運動機能、圧痛点等 の検査、その他医師が必要 と認める検査	

○風疹抗体検査

対象者	受診項目	令和7年度 予定者数
市区町村からクーポンが送付されている男性組合員 （昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ）	血液検査	40